鳥取県がん対策推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県がん対策推進会議に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

- 第2条 鳥取県がん対策推進会議は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第 1に定める事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとす る。
 - (1) がん予防の推進やがん検診受診率向上に向けた具体的取組に関する事項
 - (2) がん予防の推進やがん検診等の現状と課題に関する事項
 - (3) その他がん対策推進のために必要な事項

(組織)

第3条 前条に規定する事項は、次のとおり各所管区域ごとの会議(以下「地域会議」という。)において調査審議を行うものとする。

名称	所管区域	事務局
鳥取県東部圏域がん対策推進会議	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県東部福祉保健事務所
		健康支援課
鳥取県中部圏域がん対策推進会議	倉吉市及び東伯郡	鳥取県中部総合事務所福祉
		保健局健康支援課
鳥取県西部圏域がん対策推進会議	米子市、境港市、西伯郡及	鳥取県西部総合事務所福祉
	び日野郡	保健局健康支援課

- 2 委員の定数及び任期は各地域会議において定める。
- 3 地域会議は必要に応じて部会を設置することができる。
- 4 地域会議及び部会に属すべき委員は、地域会議が決定する。
- 5 その他地域会議の運営に関して必要な事項は、各地域会議において定める。

(会議報告)

第4条 地域会議を開催した場合は、その協議内容を他の地域会議の事務局及び健康政策課に報告する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、各地域会議の合意により、定められたものとみなす。

附則

この要綱は、平成29年 5月18日から施行する。